

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第九号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第一条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十一条第四項中「前三項」を「第一項、第三項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「おける前項」を「おける前二項」に、「みなして前項」を「みなして第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員(警察職員その他人事委員会が定める職員(以下「警察職員等」という。))を除く。次条第二項において同じ。)を行政職給料表の職務の級七級以上に昇格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 七級 四十号給

二 八級 三十一号給

三 九級 十四号給

第二十二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員を行政職給料表の職務の級七級又は八級に降格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 七級 五十号給

二 八級 四十一号給

第二十六条中「及び第二十八条の二」を「から第二十八条の三までの規定」に改める。

第二十八条第一項中「であるもの」の下に「(警察職員等に限る。)」を加え、「次条」を「第二十八条の三」に改め、同条第六項中「第二十一条第三項」を「第二十一条第四項」に改める。

第二十八条の二(見出しを含む。)中「特定職員」を「特定職員及び特定管理職員」に改め、同条を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

(特定管理職員の昇給)

第二十八条の二 職員給与条例第六条第四項の人事委員会規則で定めるものは、警察職員等とする。

2 職員給与条例第六条第四項の人事委員会規則で定める職員は、同条第一項に規定する期間の全部を極めて良好な成績で勤務した職員とする。

3 職員給与条例第六条第四項の人事委員会規則で定める場合は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの（警察職員等を除く。以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）を当該特定管理職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて特定管理職員昇給表（別表第二十三の三）に定める号給（当該特定管理職員の職務の級に応じた号給をいう。）に、職員給与条例第六条第一項の規定による昇給をさせる場合とする。

4 特定管理職員の昇給区分は、第二十六条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定管理職員が次の各号に掲げる特定管理職員のいずれかに該当すると認められる場合において、当該各号に定める昇給区分に決定できるものとする。

一 勤務成績が極めて良好である特定管理職員 A

二 勤務成績が特に良好である特定管理職員 B
別表第十一の二の部の項(中)「第三号」を「第四号」に改める。

別表第二十二備考2及び備考3中「第三号」を「第四号」に改める。

別表第二十三の二の次に次の一表を加える。

別表第二十三の三（第二十八条の二関係）

特定管理職員昇給表

昇給後の級号給	昇給区分	
	A	B
七級	五十号給	四十六号給
八級	四十一号給	三十七号給
九級	二十四号給	二十号給

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「改正後の初任給規則第二十八条第一項に規定する特定職員をいう」を「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十三年広島県人事委員会規則第九号）による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「平成二十三年改正後の初任給規則」という。）第二十八条第一項に規定する特定職員をいう。」及び特定管理職員（平成二十三年改正後の初任給規則第二十八条の二第三項に規定する特定管理職員をいう）に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この人事委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(定義)

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年広島県条例第四十一号）をいう。
- 二 改正前の初任給規則 この人事委員会規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則をいう。
- 三 改正後の初任給規則 この人事委員会規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則をいう。
- 四 切替日 平成二十三年四月一日をいう。
- 五 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間
 - ロ 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ハ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間
 - ニ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしていた期間
 - ホ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間
 - ヘ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第十四条に規定する介護休暇又は職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）第十条第一項の表第八号に規定する負傷若しくは疾病による休暇の承認を受けていた期間
 - ト 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）以下「公益的法人派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣されていた期間
 - チ 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定により自己啓発等休業をしていた期間
- 六 復職時調整 職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第六条の二又は公益的法人派遣条例第六条の規定による号給の調整をいう。
- 七 人事交流等職員 切替日以降に、改正後の初任給規則第十五条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。
(号給の切替え)

第三条 切替日の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員で、切替日の前日におけるその職務の級が七級以上であるもの（切替日において行政職給料表の職務の級八級以上に昇格したものと及び警察職員であるものを除く。以下「切替対象職員」という。）の切替日における号給は、当該切替対象職員の切替日の前日における職務の級及び号給並びに切替日前一年間における勤務成績に応じて決定される区分（以下この条において「切替区分」という。）に応じて次表に定める号給とする。

切替日の級 号給			切替区分		
			A	B	C
七級	五十号給	四十六号給	四十号給		
八級	四十一号給	三十七号給	三十一号給		
九級	二十四号給	二十号給	十四号給		

2 切替対象職員の切替区分は、当該切替対象職員の切替日の前日における職務の級及び号給並びに改正前の初任給規則第二十六条に規定する勤務成績の証明を考慮して、当該切替対象職員が次の各号に掲げる切替対象職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める切替区分に決定するものとする。

一 勤務成績が極めて良好である特定管理職員（改正後の初任給規則第二十八条の二第三項に規定する特定管理職員をいう。以下同じ。）に相当すると認められる切替対象職員

A

二 勤務成績が特に良好である特定管理職員に相当すると認められる切替対象職員 B

三 前二号以外の切替対象職員 C

（号給の切替え等に伴う経過措置）

第四条 切替対象職員で、前条の規定により定められた切替日における号給又は改正後の初任給規則第二十八条の二の規定により受けることとなる号給が切替日の前日においてその者が受けていた号給（切替日以降に、切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた切替対象職員にあつては、切替日の前日に当該復職時調整をされたものとした場合に改正条例第三条の規定による改正前の給与条例第六条の二又は改正条例附則第八項の規定による改正前の公益的法人派遣条例第六条の規定の例により同日において受けることとなる号給。以下この条において「切替日前日における号給」という。）より下位の号給となるものの切替日以降における号給は、前条又は改正後の初任給規則第二十八条の二の規定にかかわらず、切替日前日における号給とする。

第五条 次の各号に掲げる職員であつて、その者の特定管理職員として受けることとなる号給（改正後の初任給規則第十二条、第十五条、第二十四条又は第二十八条の二の規定により受けることとなる号給をいう。）が当該各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給より下位の号給となるものの号給は、当分の間、これらの規定にかかわらず、当該各号に定める号給とすることができる。

一 切替日以降に行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職から行政職給料表の適用を

受ける職に異動をした職員 改正前の初任給規則第二十四条の規定の例により当該異動の日において受けることとなる号給

二 人事交流等職員 改正前の初任給規則第十二条から第十五条までの規定の例により人事交流等職員となった日において受けることとなる号給

(この規則により難い場合の措置)

第六条 号給の切替え等について、この人事委員会規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。